

知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域

平成11年4月1日

告示第532号

改正 平成12年3月31日告示第530号 平成12年10月31日告示第1767号
平成18年3月31日告示第283号 平成20年3月25日告示第182号

昭和49年北海道告示第890号(知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域)の全部を次のように改正する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域は、次のとおりとする。

地域の類型	地 域 の 区 分
A	昭和63年北海道告示第315号及び、平成7年札幌市告示第659号、平成12年旭川市告示第59号、平成12年函館市告示第200号、平成18年北見市告示第29号及び平成20年北斗市告示第9号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち、第1種区域及び第2種区域(第2種区域にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。)
B	指定地域のうち、第2種区域(類型Aを当てはめる地域を除く。)
C	指定地域のうち、第3種区域(都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域(以下「工業専用地域」という。)を除く。)及び第4種区域(工業専用地域を除く。)

備考

地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)の定めるところによる。

前 文(抄)(平成20年3月25日告示第182号)

平成20年4月1日から施行する。